

門真市日中一時支援事業の人員、設備及び運営に関する基準

平成21年3月31日付け改正、障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」（以下「当該事業」という。）により、以下のとおり基準を定める。

1 人員に関する基準

(1) 日中一時支援事業を行うものが当該事業を行う事業所ごとに置くべき日中一時支援の提供に当たる職員は、次のとおりとする。

ア サービス管理責任者

イ 支援員

(2) 前記に掲げる人員の基準は、次のとおりとする。

ア サービス管理責任者は常勤職員1人とし、当該事業所の支援員との兼務を可とする。事業所の管理業務に支障のない範囲で、併設する他の事業所の管理者との兼務も可能とする。

サービス管理責任者の資格については、次のいずれかの要件を満たすこと。

① 施設に3年以上従事していること。

② 本事業もしくは同等の事業（第2種社会福祉事業）に3年以上従事していること。

③ 介護福祉士又は社会福祉士もしくは看護師のいずれかの資格を有していること。

④ その他、市長が認める者。

イ 支援員については、施設・居宅支援事業において1年以上介護業務に従事した経験のある者とする。

ウ 支援員の員数については、利用者7人までは1人、利用者が7人を超える毎に1人配置し、利用者に対するサービス提供に必要な員数を確保すること。

エ 支援員は非常勤職員を充てることができる。

オ 支援員は他事業との兼務を可能とするが、利用者に対するサービス提供に必要な員数を確保すること。

2 設備に関する基準

(1) 事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、サービスを提供するために必要なその他の備品を備えなければならない。

ア 多目的室

イ 便所

(2) 前記に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

ア 多目的室

① 1日を通じて専ら当該事業を行うものでなければならない。

② 利用者1人当たりの床面積は、概ね3平方メートル以上とすること。

③ 収納設備等の配置については、介護、車いすの使用、緊急時の対応等に支障のないよう配慮すること。

イ 便所

利用者の特性に応じたものであること。

(3) 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災（出入口については、複数確保を行う。とりわけ、事業所が1階以外にある場合は、非難ルートについても複数確保を行う）について十分考慮すること。

(4) 利用者の皮膚に直接接するタオル等の用品類は、安全・清潔なものを使用すること。また常に衛生的な環境を保ち、利用者の安全に配慮すること。

3 運営に関する基準

(1) 事業者は、事業についての運営規定を定め、サービスを提供できる対象者の障害の状況、年齢、サービス利用可能時間帯を明示する。

(2) 重要事項説明書を作成し、サービス提供に際し、サービス内容について利用者、家族等に十分な説明をする。

(3) タイムケア事業の開所時間は、月曜日から金曜日まで（土・日・祝日並びに12月30日から1月4日までの日を除く。）の降園時間、放課後及び各障がい福祉サービス提供事業所の利用終了時間から午後7時まで。

ただし、門真市福祉事務所長が特に必要と認めるときは、日及び時間を臨時に変更することができる。

また、通園施設、小学校、中学校、高等学校の長期休暇中及び保護者の就労のため必要と認められるときは開所することができる。

(4) 延長支援加算が優先適用されるものとする。

附 則

この基準は平成19年12月10日から適用する。

附 則

この基準は平成22年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から適用する。